

1 社会保障費の現状

平成 29 年度一般会計当初予算の社会保障費は過去最高の 32.4 兆円（ちなみに文教・科学振興費は 5.3 兆円）で、歳出総額の約 3 分の 1 を占めている。

社会保障費の内訳は医療費 11.7 兆円、年金 11.6 兆円、介護関係 3.0 兆円などとなっている。過去 20 年間では約 2 倍までに膨張している。

2 社会保障費抑制に向けた取り組み

政府は平成 28 年～30 年までの 3 年間で社会保障費の伸びを合計 1 兆 5000 億円（年 5000 億円）程度に抑え込む目標を掲げた。これまでに、高額薬の薬価引き下げや、一定の所得のある 70 歳以上の医療費自己負担の上限引き上げなどを実施してきた。平成 30 年予算でも 5000 億円の減額をクリアすれば目標が達成される予定だ。

社会保障制度を通して我々国民が受け取れるお金やサービスの財源は、主に国民や事業主が支払う社会保険料と、国や地方自治体からの公費などで賄っている。国が負担する分は 税収だけでは賄いきれず、巨額の国債を発行し、将来世代にツケを先送りにしているのが現状だ。将来とも今のようなお金やサービスを受け取るとすれば、その財源として消費増税や社会保険料の引き上げなどは避けて通れない課題だ。

3 「75歳からが高齢者」という学会の提言

日本老年学会と日本老齢医学会が高齢者の定義を 65 歳から 75 歳に引き上げるよう提言した。

先進国では 65 歳以上を高齢者としてきた。19世紀後半のドイツでビスマルクが 65 歳以上に年金を支給したのが始まりで、1956年の国連の報告書で 65 歳以上が 7% を占める社会を「高齢化社会」として以来、普及したとも言われている。いわば歴史的習慣であり、65 歳とする明確な医学的根拠があるわけではないようだ。この間、先進諸国では急速にヒトの寿命が伸びてきた。1956年の日本人の平均寿命は男性 64 歳、女性 67.5 歳と現在より 20 歳近く短い。当時 65 歳以上の人々は 20 人に 1 人と少数派だったが、今や 4 人に 1 人という時代である。

上述した 2 つの学会は 2013 年に合同作業部会を設置し、国内の高齢者の知的、身体的な機能のデータ収集を開始した。データを基に討議を重ねた結果、今の日本人は明らかに若返っており、高齢者の定義を 75 歳以上とする提言をまとめた。

この提言が今後どう展開するか、それによっては年金問題も大きく変わってくる。ちなみに老年医学の研究では、老化の原因は「遺伝が 3 割、環境が 7 割」と言われている。

4 年金財政を安定させる方法はあるか

現役世代が納める月々の保険料が、平成 16 年度の制度改革で、厚生年金の保険料率が 平成 29 年 10 月から 18.3%（労使折半）で固定することになった。また、公的年金を受け取るのに必要な加入期間が平成 29 年 8 月から、これまでの 25 年から 10 年に短縮された。新たな対象となるのは約 64 万人と推計されている。

その代りに高齢者の年金水準は引き下げざるを得なくなる。平成 16 年に導入された「マ

クロ経済スライド」という仕組みで、少子高齢化の進み具合に応じて少しずつ引き下げていくことになりそうだ。ただ、物価や賃金が下がるデフレの時代には、スライドを行わないルールになっているので、実施されたのは平成17年度の1回のみだ。このため、今の高齢者の年金は、政府の想定より「払い過ぎ」の状態といわれている。

その対策として、平成30年から、過去に引き下げられなかった分を、後で物価や賃金が上昇した時にまとめて引き下げられるようにしている。また、現役世代の賃金が下がると保険料収入も減るので、年金給付額もそれに合わせて引き下げるルールが平成33年度から導入されることになっている。

そのほか年金財政を安定させる方法としては、原則65歳の年金受給開始年齢を遅らせることや、保険料を納める期間を延ばすことなども協議題には上がっているようだ。また、デフレ下ででもマクロ経済スライドを行えるようにして、確実に年金を引き下げていくべきだという意見も根強い。

現に、内閣府の有識者検討会は平成29年2月、公的年金の受給開始年齢を70歳以降に遅らせることも選択できるという制度改正を求める報告書案を大筋合意したという報道もある。現在、公的年金の受給開始年齢は原則65歳で、60歳から70歳の間で選択できる。この報告書案は、高齢者の就業意欲や体力には向上が見られると指摘し、受給年齢を70歳以降も可能とする制度を検討するよう政府に求めている。

5 平成29年度における年金額の改定

平成29年度の年金額は、基本的に0.1%の引き下げになっている。ただし、実際の年金額の計算は、個人ごとの加入者記録や生年月日等に基づいて行うため、個人によって算出結果は異なる。

年金額は、毎年度、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて改定される。また、少子高齢化の進行に伴い年金額を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）が併せ導入されている。平成29年度の年金額を算出するまでの指標は、物価変動率がマイナス0.1%、名目手取り賃金変動率がマイナス1.1%との発表があった。

原則として物価と賃金の変動率を指標として改定されることになっていくが、物価及び賃金の変動率がいずれもマイナスで、賃金の変動率が物価の変動率を下回る場合は、物価の変動率によって改定することになっている。

このため、平成29年度の年金額については、基本的に物価変動率マイナス0.1%を基準に改定された。

また、マクロ経済スライドによる調整は、物価や賃金の変動がプラスである時に、上昇する改定率を抑えるものなので、平成29年度は行われなかった。（2018/03/30）